

定 款

(令和7年7月1日変更)

株式会社フェローテック

第1章 総 則

第1条（商号）

当社は、株式会社フェローテックと称し、英文では、Ferrotec Corporationと表示する。

第2条（目的）

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 電子材料、半導体関連部品、精密加工部品の製造、販売および輸出入
2. 真空シール、石英製品、セラミックス、シリコン部品、磁性流体、熱電素子その他の機能性材料および電子デバイス関連製品の研究、開発、製造、販売、応用技術の提供、保守および輸出入
3. 半導体製造装置、太陽電池関連装置、電子機器およびその周辺機器の設計、製造、販売、保守および輸出入
4. 産業用ロボット、自動化装置および精密機械器具の設計、製造、販売、保守および輸出入
5. 医療機器、バイオ関連機器、環境関連機器の開発、製造、販売、貸与、修理および輸出入
6. 半導体製造装置部品等に対する精密再生洗浄ならびにこれに関連する技術開発、処理、分析、販売および受託サービスの提供
7. 子会社および関連会社のための設備、機器、資材等の購買代行、輸入代行および調達業務
8. 前各号に関するコンサルティング業務
9. 知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他これらに類する権利）の取得、保有、管理、運用、譲渡、貸与および使用許諾に関する業務
10. 国内外における子会社および関連会社の経営指導、経営管理ならびにこれらに付随する業務
11. 有価証券の取得、保有、売買、運用および投資に関する業務
12. 不動産の取得、保有、利用、賃貸、管理および売買
13. その他、当社の目的を達成するために必要な一切の事業

第3条（本店の所在地）

当社は、本店を東京都中央区に置く。

第4条（機関）

当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第5条（公告の方法）

当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

第6条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、1億株とする。

第7条（自己の株式の取得）

当会社は、会社法第165条2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

第8条（単元株式数）

当会社の単元株式数は、100株とする。

第9条（単元未満株式についての権利）

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第10条（株式取扱規程）

当会社の株式に関する取扱いは、取締役会において定める株式取扱規程による。

第11条（株主名簿管理人）

当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

第3章 株主総会

第12条（招集）

当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを開催し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

第13条（定時株主総会の基準）

当社は、毎年３月31日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使できる株主とする。

第14条（招集権者および議長）

株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

２．取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第15条（電子提供措置等）

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

２．当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

第16条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２．会社法第309条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

第17条（議決権の代理行使）

株主は、当社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

２．株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第４章 取締役および取締役会

第18条（員数）

当社の取締役は、12名以内とする。

第19条（選任方法）

取締役は、株主総会において選任する。

２．取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

３．取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第20条（任期）

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第21条（代表取締役および役付取締役）

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

第22条（取締役会の招集権者および議長）

取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役社長が、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第23条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。但し、緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができる。

2. 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第24条（取締役会の決議の省略）

当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第25条（取締役会規則）

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

第26条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第27条（取締役の責任免除）

当会社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項に定める責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役または支配人その他の使用人である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役および監査役会

第28条（員数）

当会社の監査役は、4名以内とする。

第29条（選任方法）

監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 当会社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令または本定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。

4. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後最初に到来する定時株主総会の開始の時までとする。

第30条（任期）

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。但し、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができない。

第31条（常勤の監査役）

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

第32条（監査役会の招集通知）

監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

第33条（監査役会規則）

監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

第34条（報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第35条（監査役の責任免除）

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 計 算

第36条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第37条（剰余金の配当の基準日）

当会社の期末配当は、毎年3月31日の株主名簿に記録された株主または登録質権者に対しこれを行うことができる。

第38条（中間配当）

当会社は、毎年9月30日の株主名簿に記録された株主または登録質権者に対し、取締役会の決議によって中間配当を行うことができる。

第39条（配当金の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。